

大阪市港区広報紙「広報みなと」広告募集要項

民間企業等との協働により市の財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、港区広報紙「広報みなと」に広告枠を設け、次のとおり募集します。

1 媒体の概要

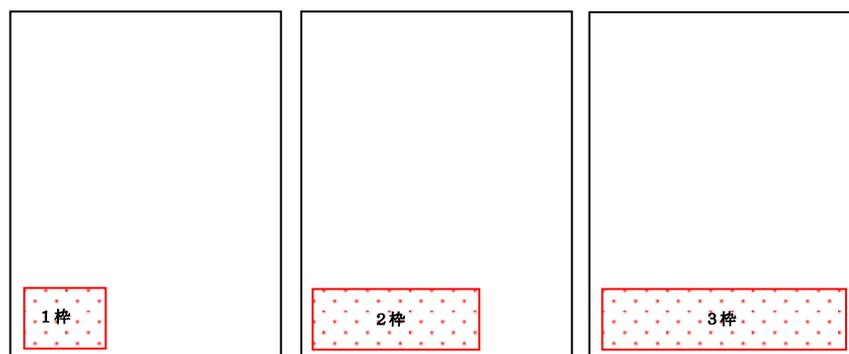
- (1) 名称 港区広報紙「広報みなと」
- (2) 形状 タブロイド判 8～12 ページ、プロセスカラー
- (3) 発行部数 50,000 部
※発行部数は変更することがあります
- (4) 発行日 毎月 1 日
- (5) 配布方法
 - ・ 港区内の各ご家庭、事業所に直接配布
 - ・ 区役所、図書館、区民センター、スポーツ施設、教育関係施設など港区内の大阪市関連施設に設置
 - ・ 港区内の主要駅及び集客施設、銀行、病院等に設置

2 広告の募集

令和 8 年 5 月号～令和 9 年 4 月号の各月掲載分を募集します。

3 広告の規格

- (1) 掲載場所 表紙、中面(2～4 ページ)、裏面の最下段 (ただし、特集ページ(4 ページ分)、市政情報ページ(「大阪市民のみなさんへ」3 ページ分) は除く)
 - ・ 8 ページの場合 1～4、8 面各面の最下段 (掲載総枠数 15 枠)
 - ・ 12 ページの場合 1～4、12 面各面の最下段 (掲載総枠数 15 枠)
- (2) サイズ
 - ・ 1 枠使用 縦 60mm×横 80mm
 - ・ 2 枠使用 縦 60mm×横 163mm
 - ・ 3 枠使用 縦 60mm×横 249mm



(3) 刷り色 フルカラー

(4) フォント

JIS 規格約 7 ポイント (10 級相当) を最小とします。ただし、特別な場合 (表、リスト、地図等) は JIS 規格約 5.5 ポイント (8 級相当) まで使用できるものとします。

4 広告掲載料金

- ・表紙 (1 面) 1 枠 50,000 円 (ひと月あたり) 税込
- ・裏表紙 (8 面または 12 面) 1 枠 40,000 円 (ひと月あたり) 税込
- ・中面 (2~4 面、特集及び市政情報ページ除く)
総枠数 9 枠 1 枠 30,000 円 (ひと月あたり) 税込

なお、以下の条件にあてはまる場合、上記料金より割引きます。

<期間割引>令和 8 年 5 月号~令和 9 年 4 月号までの間に、

- 3 ヶ月間継続して掲載を希望する場合 10%
- 4 ヶ月~6 か月間継続して掲載を希望する場合 15%
- 7 ヶ月~12 ヶ月間継続して掲載を希望する場合 20%

<枠数割引>同一紙面内で、

- 2 枠 (上記規格サイズに限る) を使用して掲載を希望する場合 10%
- 3 枠 (上記規格サイズに限る) を使用して掲載を希望する場合 15%

なお、これらの割引きについては併用が可能です。

(別紙をご参照ください)

5 掲載の申込・取下げ

- (1) 港区広報紙広告掲載申込書 (以下申込書) を掲載希望月の前々月 10 日 (土・日・祝の閉庁日の場合はその前の開庁日) までに港区役所総務課 (総合政策) まで提出してください。また、既に提出した申込書の取下げについては掲載希望月の前々月末日 (土・日・祝及び 12 月 29 日の閉庁日の場合はその前の開庁日) までとします。
- (2) 令和 8 年 5 月号からの契約について (令和 8 年 2 月 2 日~27 日募集分)、枠数に限りのある表紙と裏面については公平性を期すため、枠数以上の掲載希望があった場合は以下の①~③の優先順位とする。
 - ① 5 月号から継続して掲載を希望する月数の多い事業者を優先 (年間継続掲載希望者は最優先)
 - ② 申込枠数が多い事業者を優先

③掲載希望面・掲載継続希望月数・申し込み枠数がいずれも同じ場合は
先着順

6 広告掲載の決定

- (1) 申込書を提出後、港区役所において審査を行い、掲載の可否を決定し通知します。なお、審査上必要と認めるときは、追加の資料を求めることがあります。
- (2) 審査の結果、適当と認めたときは広告掲載決定通知書を発行し、広告を掲載します。
- (3) 申込時に掲載面の指定ができますが、配置については当区で決定します。
(同業者が同じ紙面になる場合があります。)

7 広告原稿の作成及び提出

- (1) 広告原稿は、港区役所広報紙編集等業務の委託事業者が作成します。(広告掲載料には広告原稿作成費が含まれています。)
- (2) 広告原稿を完全データで提出していただく場合
 - ・ 申込書をご提出いただく際に、広告原稿のキャンプ(出力見本)を港区役所総務課(総合政策)まで提出してください。また完全データを指定する期日までに提出してください。
 - ・ 広告に画像等を挿入する場合は、本区の広報紙としての品格を損なわないよう、またデータの大きさ等にも留意してください。
 - ・ 広告原稿について本区より校正の指示がある場合は、広告主は正当な理由がある場合を除き、本区の指示に従い速やかに対応してください。
 - ・ 広告原稿作成に関する広告掲載料金の割引等はありません。

8 広告掲載料金の支払

広告掲載料金は、大阪市が発行する納入通知書により、指定期日までに大阪市の指定金融機関に納付してください。指定期日までに支払いが確認できない場合は掲載を取り止める場合があります。

9 広告掲載料金の返還

徴収した広告掲載料金は還付できません。ただし、特段の理由があるときは、その全部または一部を還付します。

10 広告掲載の取消し

次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取消します。

- (1) 広告が、編集・発行上支障となるとき
- (2) 指定する期日までに広告料の納付がないとき

- (3) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (4) その他港区長が必要と認めたとき

11 その他

- (1) 広告原稿の作成に当たり、広告主は「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪市港区役所における広告掲載要領」を遵守してください。
- (2) 内容について疑義が生じた場合は、その都度、港区役所と協議することとします。
- (3) 本募集要項に記載のない事項については、必要に応じ港区役所と広告主双方協議のうえ定めることとします。

12 問合せ・申込先

大阪市港区役所 総務課（総合政策）

〒552-8510 大阪市港区市岡 1-15-25

電話 06-6576-9683 FAX 06-6572-9511